

議案第7号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人（連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。）が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2～4 略

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2～4 略

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）、第15条の2第2項の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(入居者の費用負担義務)

第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。）

(5) 略

(入居者の費用負担義務等)

第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替若しくは畳、建具の修繕に要する費用

(5) 略

第15条の2 前条の規定にかかわらず、簡易専用水道施設により給水を行う県営住宅のうち規則で定めるものにおける水道及び下水道の使用料（当該使用料として当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める方法により算定され、当該市町村から県に支払請求があったものに限る。以下「水道等の料金」という。）は、県の負担とする。

2 知事は、前項の規則で定める県営住宅における水道及び下水道の施設の使用について、同項の規定により水道等の料金とし

て県が負担する額を規則で定めるところにより算定する当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収する。

3 前項の使用料は、第9条第4項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（入居者が第23条第1項の検査を受けないで県営住宅を退居したときは、知事その事実を知った日）までの使用について徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に、改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の2第1項の規定に基づき県が負担した水道及び下水道の料金の徴収については、この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。